

**公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例案**

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

(説 明) 国立市が公益的法人等に派遣した職員に対して支給することができる給与に、通勤手当等を追加するため、条例の一部を改正するものである。

**公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例案**

公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例（平成16年3月国立市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び期末手当」を「、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。